佐賀県訓令甲第9号

健康福祉本部 各保健福祉事務所 各 保 健 所

保健福祉事務所処務規程(平成18年佐賀県訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。 平成25年8月30日

佐賀県知事 古 川

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。	
改正前	改正後
(保健福祉事務所長の専決事項) 第2条 保健福祉事務所長(以下この条において「所長」という。) は、次に掲げる事項を専決処理することができる。	(保健福祉事務所長の専決事項) 第2条 保健福祉事務所長(以下この条において「所長」という。) は、次に掲げる事項を専決処理することができる。
 (1)~(184) 略 (185) 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項<u>及び第2</u> 項の規定による変更の届出の受理に関すること。 (186) 動物の愛護及び管理に関する法律第16条第1項の規定による廃業等の届出の受理に関すること。 	(1)~(184) 略 (185) 動物の愛護及び管理に関する法律第14条第1項 <u>から第3</u> 項までの規定による変更の届出の受理に関すること。 (186) 動物の愛護及び管理に関する法律第16条第1項 <u>(同法第24 条の4において準用する場合を含む。)</u> の規定による廃業等の 届出の受理に関すること。
(187)~(188)の2 略	(187)~(188)の2 略 (188)の3 動物の愛護及び管理に関する法律第22条の6第2項 の規定による届出の受理及び同条第3項の規定による命令に関 すること。
(189) 動物の愛護及び管理に関する法律第23条の規定による勧告及び命令に関すること。	(189) 動物の愛護及び管理に関する法律第23条 <u>(同法第24条の4</u> <u>において準用する場合を含む。)</u> の規定による勧告及び命令に 関すること。
(190) 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。	(190) 動物の愛護及び管理に関する法律第24条第 1 項 <u>(同法第24条の4において準用する場合を含む。)</u> の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

改正前	改正後
	(190)の2 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の2の規定
	<u>による届出の受理に関すること。</u>
	(190)の3 動物の愛護及び管理に関する法律第24条の3第1項
	<u>及び第2項の規定による変更の届出の受理に関すること。</u>
(191)~(196) 略	(191)~(196) 略
(196)の2 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項及び	(196)の2 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項及び
<u>第2項</u> の規定による犬又は <u>ねこ</u> の引取りに関すること。	<u>第3項</u> の規定による犬又は <u>猫</u> の引取りに関すること。
	(196)の2の2 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第4項
	<u>の規定による犬又は猫の返還及び譲渡に関すること。</u>
(196)の3 略	(196)の3 略
	(196)の4 動物の愛護及び管理に関する法律第41条の2の規定
	<u>による通報の受理に関すること。</u>
(197)~(299) 略	(197)~(299) 略
2 • 3 略	2 · 3 略

附 則

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。